

令和 7 年度

交通安全運動の推進方針

～交通安全は家庭、地域、学校、職場から～

～高知の交通マナーを高めよう～

高知県交通安全推進県民会議

安全運転5則

- 1 安全速度を必ず守る。
- 2 カーブの手前で、スピードを落とす。
- 3 交差点では必ず安全を確かめる。
- 4 一時停止場所で、横断歩行者の安全を守る。
- 5 飲酒運転は絶対にしない。

自転車安全利用5則

- 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

二輪車安全運転5則

- 1 手軽さに慣れて、ルールを忘れないようにしよう。
- 2 周囲の車の動静に注意しよう。
- 3 交差点では、必ず安全を確かめよう。
- 4 右左折の合図は早めに、消し忘れのないようにしよう。
- 5 身を守るためにヘルメットの着用、前照灯の昼間点灯を励行しよう。

高齢者交通安全5則

- 1 横断は、左右をよく見てまっすぐ渡りましょう。
- 2 車両の直前・直後の横断はやめましょう。
- 3 自転車に乗るときは、交差点や曲がり角で必ず安全を確かめましょう。
- 4 運転するときは、健康状態に気をつけ余裕のある運転を心がけましょう。
- 5 外出は、明るく目立つ服装に心がけましょう。

目 次

令和7年度交通安全運動の推進方針	1
交通死亡事故多発警報の発令及び緊急対策実施要領	3
高知県交通安全推進県民会議要綱	9

令和7年度交通安全運動の推進方針

1 趣旨

この運動は、人命尊重の理念に基づき、全ての県民に広く交通安全思想の普及と浸透を図り、県民一人一人が、交通ルールを守り正しい交通マナーの実践を習慣づけ、交通事故のない、人にやさしい安全な高知県の交通社会の実現をめざし、県民総ぐるみで展開するものである。

2 推進期間

令和7年4月1日（火）～令和8年3月31日（火）

3 スローガン

「交通安全は家庭、地域、学校、職場から」「高知の交通マナーを高めよう」

4 最重点事項・重点事項（各推進事項は別表のとおり）

(1) 最重点事項

○高齢者の交通事故防止

(2) 重点事項

○子どもの交通事故防止 ○歩行者の保護 ○自転車等の安全利用の促進

○シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底 ○飲酒・妨害・暴走運転の根絶

5 実施運動

(1) 交通安全運動

運動の名称	期間	期日を決めて行う運動
春の全国交通安全運動	4月6日（日）～4月15日（火）	一斉街頭指導日 4. 7（月）・15（火） 交通事故死ゼロを目指す日 4. 10（木）
秋の全国交通安全運動	9月21日（日）～9月30日（火）	一斉街頭指導日 9. 19（金）・30（火） 交通事故死ゼロを目指す日 9. 30（火）
年末年始の交通安全運動	12月5日（金）～12月14日（日） 1月8日（木）～1月17日（土）	一斉街頭指導日 12. 5（金）、1. 8（木）

(2) その他の運動

運動の名称	期間等
自転車マナーアップキャンペーン	5月1日（木）～5月31日（土） 自転車一斉街頭指導日 5月15日（木）
高齢者交通事故防止キャンペーン (高齢者訪問活動) (年金受給日における交通安全啓発)	9月1日（月）～12月31日（水） (9月1日（月）～9月30日（火）) (10月15日（水）、12月15日（月）)

(3) 交通安全日 ※土・日または祝日の場合は翌日

名 称	実 施 日
シートベルト・チャイルドシートの着用を徹底する日	毎月 4日
歩行者優先を徹底する日	毎月 1日、11日
高齢者交通安全の日	毎月 15日（高齢者世帯訪問活動等）
自転車の安全利用を徹底する日	毎月 15日
県民交通安全の日	毎月 20日
こども交通安全の日	毎月第2・第4月曜日（休校日・休園日を除く）

6 その他

毎月5日、20日は「520運動」を推奨し、地球温暖化防止のためのCO₂の削減と公共交通機関の利用を促進することにより、車の総量を減らし交通事故の防止を図る。

別表

最重点事項及び重点事項ごとに掲げた「推進事項」を中心に、参加・体験・実践型の交通安全教育、広報啓発、街頭での交通安全指導や保護・誘導活動を行う。

最 重 点 推 進 事 項	
高齢者の交通事故防止	<ul style="list-style-type: none"> ○明るい服装及び反射材の着用 ○横断歩道の利用等の安全な道路横断方法に関する広報啓発等 ○運転に不安がある場合における安全運転相談窓口の利用と運転免許の自主返納に関する広報啓発等 ○加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響を踏まえた交通安全教育等 ○踏み間違い防止機能等を搭載した安全運転サポート車の普及啓発 ○高齢者に対する「思いやり運転」の励行
重 点 推 進 事 項	
子どもの交通事故防止	<ul style="list-style-type: none"> ○通学路・学校や公園周辺等での「思いやり運転」の励行 ○子どもが正しい交通ルール・マナーを身につけるための交通安全教育 ○新一年生の児童生徒の通学に対する交通安全指導 ○子どもの交通事故原因等を踏まえた交通環境・施設の点検整備
歩行者の保護	<ul style="list-style-type: none"> ○横断歩道等での「思いやり運転」の励行 ○「道路横断時の明確な意思表示」等の安全な道路横断方法に関する広報啓発等 ○停止してくれたドライバーに対して感謝を示す「あいさつ県民運動」の推進
自転車等の安全利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○「自転車安全利用五則」を活用した交通安全教育等 ○自転車等利用時のヘルメット着用 <u>○酒気帯び運転・ながらスマホの禁止に関する広報啓発等</u> ○自転車等の点検整備と損害賠償責任保険等への加入
シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ○全ての座席のシートベルト着用の徹底 ○シートベルト・チャイルドシートの着用効果と正しい着用に関する広報啓発等
飲酒・妨害・暴走運転の根絶	<ul style="list-style-type: none"> ○飲酒・妨害・暴走運転を許さない気運向上に関する広報啓発等 ○安全運転管理者・運行管理者等による交通安全教育

交通死亡事故多発警報の発令及び緊急対策実施要領

(目的)

第1 この要領は、交通死亡事故が一定期間に連続的、集中的に発生し、又は高齢者が死 亡する事故が連続的に発生した場合に、全県又は一定の地域を指定して、交通死亡事故多発警報又は高齢者交通死亡事故多発警報（以下「警報」という。）を発令し、県民に注意を喚起するとともに、県、市町村、警察を始めとする関係機関、団体等が一体となって、総合的かつ集中的な交通事故防止対策を推進することにより、早期に交通死亡事故を抑止することを目的とする。

(発令者)

第2 警報は、高知県交通安全推進県民会議会長（以下「会長」という。）が発令する。

(警報の種別)

第3 警報の種別は、交通死亡事故多発全県警報（以下「多発全県警報」という。）、高齢者交通死亡事故多発警報（以下「高齢者全県警報」という。）及び〇〇地域交通死亡事故多発警報（以下「地域警報」という。）とし、それぞれ次の各号に定める警報をいう。

(1) 多発全県警報

県内全域を対象として発令する警報

(2) 高齢者全県警報

県内全域を対象として、高齢者が死亡する事故が多発した場合に発令する警報

(3) 地域警報

別紙1に定める地域を指定して発令する警報

(警報発令の基準等)

第4 会長は、別紙2に定める基準に達したときは、速やかに警報を発令するものとする。

2 地域警報発令中に高齢者全県警報発令若しくは多発全県警報発令の基準に達し、又は 高齢者全県警報発令中に多発全県警報発令の基準に達したときは、それぞれ発令中の警 報の上位の警報を新たに発令するものとする。

3 警報の発令、延長及び再延長の期間が満了したときは、その満了日の翌日から新た に警 報の発令の基準となる件数を算定するものとする。ただし、期間が満了した警報の上位の警報 の発令については、この限りではない。

4 前3項の規定にかかわらず、交通死亡事故等の発生状況により、会長が必要と認める ときは、警報を発令することができる。

(警報発令の期間)

第5 警報の発令期間は、次のとおりとする。

(1) 多発全県警報及び高齢者全県警報

発令の日から起算して10日間とする。

(2) 地域警報

発令の日から起算して7日間とする。

2 期間の延長

警報発令後、交通死亡事故の多発傾向が、発令期間中もなお継続していると認められ る場

合（期間中に概ね3件発生）には、当該発令期間の満了の翌日から起算して7日間延長することができるものとする。

3 期間の再延長

延長期間中に、なお多発傾向が継続していると認められる場合（延長期間中に概ね2件発生）には、当該延長期間の満了の翌日から起算して最大5日間に限り再延長することが出来るものとする。

（警報発令に伴う緊急対策実施事項）

第6 警報が発令されたときは、県、市町村、警察及び関係機関・団体は、相互の連携を密にして、交通事故防止に必要な緊急対策を行うこととし、別紙3の緊急対策実施事項を積極的に実施するものとする。

（要領の改正）

第7 この要領は、高知県交通安全推進県民会議の幹事会に諮って改正することができる。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

1 第4に掲げる別紙2の警報発令基準のうち、種別全県警報に係る基準は、毎年当初に、前年の事故発生状況及び種別全県警報の発令状況を勘案して、検討、見直しするものとする。

2 この要領は、平成13年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年7月29日から施行する。

別紙1（第3関係）

地 域 名 及 び 関 係 市 町 村

地 域 名	関 係 市 町 村	関 係 警 察 署
安 芸 地 域	室戸市、東洋町、安芸市、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村 (9市町村)	室 戸 署、安 芸 署
高 知 中 心 地 域	高知市、香南市、南国市、香美市 (4市)	高 知 署、高 知 南 署、 高 知 東 署、南 国 署
嶺 北 地 域	本山町、大豊町、土佐町、大川村 (4町村)	高 知 東 署
仁淀川・高吾北 地 域	いの町、日高村、土佐市、佐川町、越知町、仁淀川町 (6市町村)	土 佐 署、佐 川 署
高 幡 地 域	須崎市、中土佐町、梼原町、津野町、四万十町 (5市町)	須 崎 署、窪 川 署
幡 多 地 域	四万十市、黒潮町、土佐清水市、宿毛市、大月町、三原村 (6市町村)	中 村 署、宿 毛 署

別紙2 (第4関係)

警報の発令基準

警報の種別		発令基準 (15日間の死亡事故件数)	市町村数
全 県	多発全県警報	概ね 7件	34
	高齢者全県警報	概ね 5件	34
地 域 警 報	安芸地域	発令については、高知県警察において実施する交通死亡事故抑止のための対策によっても、死亡事故多発傾向が継続する場合において、関係団体と協議のうえ決定するものとする。	9
	高知中央地域		4
	嶺北地域		4
	仁淀川・高吾北地域		6
	高幡地域		5
	幡多地域		6

(注) 地域警報の発令の協議では、高速道路における件数は考慮しない。

別紙3（第6関係）

警報発令に伴う緊急対策実施事項

推進機関・団体	緊急対策実施事項
県 (各出先機関)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新聞、ラジオ、テレビ、県のホームページ等各種の広報媒体を活用して、交通事故の防止を呼びかける。 ○ 広報車等による交通安全広報の徹底を図る。 ○ 横断幕等を速やかに掲出する。 ○ 高知県交通安全推進県民会議の構成機関・団体に対して、警報の迅速な通知と交通事故防止に向けた対策の要請を行う。
市　町　村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広報車、有・無線放送、防災無線等により、交通事故防止の呼びかけを行う。 ○ 広報車等による交通安全広報の徹底を図る。 ○ 横断幕等を速やかに掲出する。 ○ 交通安全指導員に出動を要請し、通学路等の街頭において歩行者、自転車利用者等に対する保護、誘導活動を行う。 ○ 交通安全市町村民会議の構成機関・団体に対して、警報の迅速な通知と交通事故防止に向けた取り組みを要請する。
道　路　管　理　者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路情報板による交通事故防止の呼びかけを行う。 ○ 交通事故多発地点・区間を中心に、カーブミラー、ガードレール、道路標識等の安全施設についての点検を行う。
警　察	<ul style="list-style-type: none"> ○ 航空機、広報車等による交通安全広報の徹底を図る。 ○ 懸垂幕等を速やかに掲出する。 ○ 道路情報板等により、交通事故防止の呼びかけを行う。 ○ 巡回連絡の機会を通じて、各家庭に対して交通事故防止の呼びかけを行う。 ○ 一斉FAX等を活用して、警報の迅速な通知を行う。 ○ 交差点等における街頭指導を強化する。 ○ 交通事故に結びつく悪質、危険性の高い交通違反の取締りを強化する。
教　育　委　員　会 (各学校)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 集会、ホームルーム等を活用して、交通事故防止を呼びかけ、正しい歩行、正しい自転車の乗り方等について指導する。 ○ 運転免許取得者に対しては、交通ルールの遵守と交通マナーの向上について、指導強化する。 ○ 教職員、PTAの会員等による登下校時の街頭活動を行う。
交　通　安　全　協　会 交通安全指導員協議会 交通安全母の会連合会 安全運転管理者協議会連合会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広報車、横断幕、立看板等による交通安全広報を行う。 ○ 街頭指導、事業所訪問、家庭訪問等による交通安全広報を行う。
そ　の　他　の 関　係　機　関　団　体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 従業員等に対して、交通事故防止の呼びかけを行う。 ○ 懸垂幕、横断幕、立看板等による交通安全広報を行う。

※ 上記の実施事項以外についても、各機関・団体の実情に応じて、効果的なものについては積極的に実施するものとする。

交通死亡事故多発警報とスクランブル体制

1 7日間で、県内において、死亡事故が3件発生

- ・スクランブル発令（県警）
- ・警報に準じた広報活動
(県民会議)
- ・期間：48時間

※県警は、スクランブル体制（48時間）を組む。
※県民会議は、警報に準じて広報活動
(放送、広報車の活用等)を行う。

2 15日間で、県内において、死亡事故が7件発生

- ・多発全県警報発令
- ・広報、街頭指導等の活動
(県民会議)
- ・期間：10日間

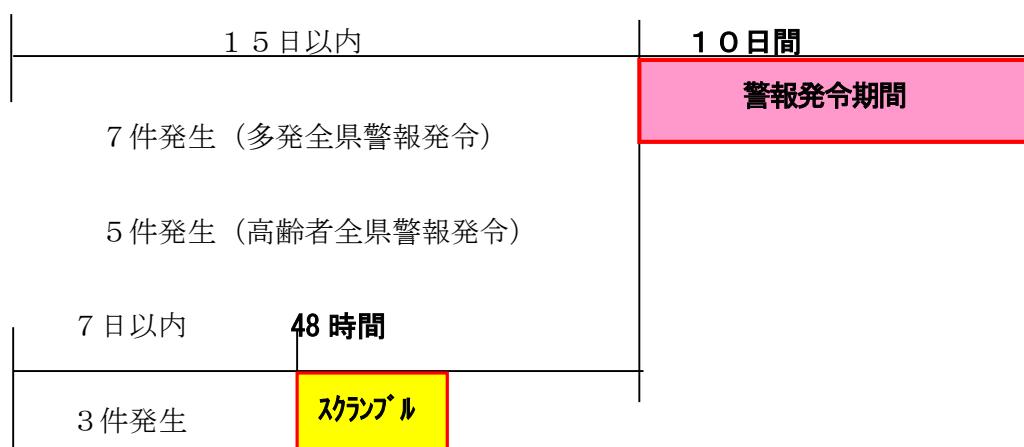
※県民会議（県警を含む）は、これまでと同様に対応
(街頭指導、広報等)する。

3 15日間で、県内において、高齢者死亡事故が5件発生

- ・高齢者全県警報発令
- ・広報、街頭指導等の活動
(県民会議)
- ・期間：10日間

※県民会議（県警を含む）は、これまでと同様に対応
(街頭指導、広報等)する。

【参考図】



(注) スクランブル体制自体は、県警の対応。

県民会議は、これに協力する形で積極的に広報活動を行う。

高知県交通安全推進県民会議要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高知県内における陸上交通の安全と円滑を確保し、交通道徳の向上を図り、もって県民の福祉を増進するための総合的かつ効果的な交通安全対策を強力に推進することを目的とする。

(名称)

第2条 前条の目的を達成するため、高知県交通安全推進県民会議（以下「県民会議」という。）を設け、事務局を高知県の交通安全対策を主管する課室に置く。

(任務)

第3条 県民会議の任務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 各種交通安全運動を推進すること。
- (2) 交通安全に関する知識の普及と交通道徳の高揚を図ること。
- (3) 関係機関、団体等相互の連絡調整を図ること。
- (4) 総合的な交通安全についての調査研究を行い、関係機関に建議すること。
- (5) 交通安全に貢献した者の表彰を行うこと。
- (6) 暴走族等の根絶に関する施策を推進すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するため必要と認めること。

(構成)

第4条 県民会議は、役員、常任委員、委員、交通安全推進幹事及び暴走族対策推進幹事をもって構成する。

(役員)

第5条 県民会議に役員として、会長及び副会長を置く。

- 2 会長には高知県知事、副会長には、高知県副知事、高知県教育長、高知県警察本部長、高知県市長会長、高知県町村会長及び高知県交通安全協会会長をもって充てる。
- 3 会長は、県民会議を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 会長は、県民会議の円滑な運営を図るため常任委員を指名する。

(役員会)

第6条 役員会は、会長、副会長及び常任委員で構成する。

- 2 役員会は、会長が必要に応じ招集する。

(委員)

第7条 委員は、別表1に定める交通安全市町村民会議を代表する者並びに関係機関、団体の代表者をもって充てる。

- 2 前項に指定する者のほか、会長が交通安全推進のため特に必要と認めた学識経験者に委嘱する。

(事務局長及び幹事)

第8条 県民会議に事務局長並びに交通安全推進幹事及び暴走族対策推進幹事を置く。

- 2 事務局長は、高知県の交通安全対策を主管する課室の長をもって充てる。
- 3 交通安全推進幹事及び暴走族対策推進幹事は別表2に定める者をもって充てる。
- 4 事務局長は、会長の命を受け、会務を処理するほか、次条第1項に規定する交通安全推進幹事会及び暴走族対策推進幹事会の議長となる。
- 5 交通安全推進幹事は、県民会議の任務のうち第3条第1号から第5号に掲げる事項を担当し、暴走族対策推進幹事は、県民会議の任務のうち同条第6号に掲げる事項を担当する。

(幹事会)

第9条 交通安全推進幹事をもって交通安全推進幹事会を構成し、暴走族対策推進幹事をもって暴走族対策推進幹事会を構成する。

- 2 交通安全推進幹事会及び暴走族対策推進幹事会は、必要なつど事務局長が招集し、会長から付託された事項又は関係行政機関、団体等から提示された問題について審議するものとし、その結果を会長に答申し、又は上申するものとする。

(対策推進の方法)

第10条 関係機関団体は、県民会議において決定した事項の実施について、その実施計画及び結果を会長に報告するものとする。

2 会長は、必要に応じ地区別の会議を開き、広域交通安全圏対策を推進するものとする。

(要綱の改正)

第11条 この要綱の改正は、役員会で審議決定する。ただし、軽微なものについては、交通安全推進幹事会又は暴走族対策推進幹事会の審議を経て会長が決定することができる。

(雑 則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、県民会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、昭和40年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和42年5月20日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和43年9月20日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和46年3月22日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和50年9月9日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和55年3月28日から実施する。

附 則

この要綱は、平成6年4月6日から実施する。

附 則

この要綱は、平成13年7月24日から実施する。

附 則

この要綱は、平成14年1月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年2月23日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年7月28日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年7月29日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年7月24日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年8月13日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

別表1
常任委員

高知県警察本部交通部長
高知県文化生活部長
四国旅客鉄道株式会社高知企画部長
高知県高等学校長協会長
高知県市議会議長会長
高知県安全運転管理者協議会連合会長
高知県交通安全母の会連合会長
高知県トラック協会長
高知県指定自動車学校協会長

委 員

高知県公安委員会委員長
高知県子ども・福祉政策部長
国土交通省高知河川国道事務所長
西日本電信電話株式会社高知支店長
高知市教육長
高知県町村議會議長会事務局長
高知県高速道路交通安全協議会長
自動車安全運転センター高知県事務所長
高知県自動車整備振興会長
軽自動車検査協会高知事務所長
日本自動車販売協会連合会高知県支部長
高知県軽自動車協会長
高知県石油業協同組合理事長
高知県保育士会長
高知県保育所保護者会連合会長
高知県老人クラブ連合会長

高知市市民協働部長
国土交通省土佐国道事務所長
四国運輸局高知運輸支局長
高知県小中学校長会長
高知県町村議會議長会長
高知県交通安全指導員協議会長
高知県バス協会長
高知青年会議所理事長

高知県総合企画部長
高知県土木部長
高知労働局長
高知警察署長
高知県市議會議長会事務局長
高知県地域交通安全活動推進委員協議会連合会長
高知県ハイヤー・タクシー協議会長
自動車事故対策機構高知支所長
高知県二輪車普及安全協会会長
高知県自動車車体整備協同組合長
高知県自転車・二輪車商協同組合理事長
高知県中古自動車販売協会会長
高知県連合婦人会長
高知県民生委員児童委員協議会連合会長
高知市老人クラブ連合会長
日本赤十字社高知県支部長

高知県身体障害者連合会長	高知県青年団協議会長
高知県社会福祉協議会長	J A 高知女性組織協議会長
高知県農協青壯年連盟委員長	日本ボーアスカウト高知連盟理事長
日本自動車連盟高知支部長	高知ロータリークラブ会長
高知ライオンズクラブ会長	高知県高等学校PTA連合会長
高知県小中学校PTA連合会長	高知教職員組合委員長
日本労働組合総連合会高知県連合会長	高知県交通運輸産業労働組合協議会議長
高知県教職員組合執行委員長	高知県公民館連絡協議会長
西日本高速道路株式会社四国支社高知事務所長	高知県防犯協会事務局長
高知県消防協会長	高知県医師会長
高知弁護士会長	高知県商工会連合会長
高知県経営者協会長	高知県建設業協会長
高知県商工会議所連合会会頭	高知市校区交通安全会議総代
四国電力株式会社高知支店総務部長	日本放送協会高知放送局長
高知放送社長	テレビ高知社長
高知さんさんテレビ社長	高知新聞社長
朝日新聞社高知総局長	毎日新聞社高知支局長
読売新聞社高知支局長	共同通信社高知支局長
時事通信社高知支局長	日本経済新聞社高知支局長

委 員 (市町村)

高知市交通安全市民會議會長	室戶市交通安全市民會議會長
安芸市交通安全市民會議會長	香南市交通安全市民會議會長
南國市交通安全市民會議會長	香美市交通安全對策推進會議會長
土佐市交通安全市民會議會長	須崎市交通安全市民會議會長
四万十市交通安全市民會議會長	土佐清水市交通安全市民會議會長
宿毛市交通安全市民會議會長	東洋町交通安全町民會議會長
奈半利町交通安全町民會議會長	田野町交通安全町民會議會長
安田町交通安全町民會議會長	北川村交通安全村民會議會長
馬路村交通安全村民會議會長	芸西村交通安全村民會議會長
本山町交通安全町民會議會長	大豊町安全推進町民會議會長
土佐町交通安全町民會議會長	大川村交通安全村民會議會長
いの町交通安全推進町民會議會長	日高村交通安全會議會長
佐川町交通安全對策會議會長	越知町交通安全會議會長
仁淀川町交通安全町民會議會長	津野町交通安全町民會議會長
中土佐町交通安全町民會議會長	樋原町交通安全町民會議會長
四万十町交通安全町民會議會長	黒潮町交通安全對策會議會長
大月町交通安全推進町民會議會長	三原村交通安全對策會議會長

委 員 (交通安全協会)

高知県交通安全協会高知支部長
高知県交通安全協会高知東支部長
高知県交通安全協会安芸支部長
高知県交通安全協会南国支部長
高知県交通安全協会本山支部長
高知県交通安全協会土佐支部長
高知県交通安全協会須崎支部長
高知県交通安全協会中村支部長
高知県交通安全協会宿毛支部長

高知県交通安全協会高知南支部長
高知県交通安全協会室戸支部長
高知県交通安全協会香南支部長
高知県交通安全協会香美支部長
高知県交通安全協会いの支部長
高知県交通安全協会佐川支部長
高知県交通安全協会窪川支部長
高知県交通安全協会土佐清水支部長

別表2
交通安全推進幹事

四国運輸局高知運輸支局首席陸運技術専門官	国土交通省土佐国道事務所管理第二課長
四国旅客鉄道株式会社高知保線区長	高知県市長会事務局長
高知県町村会事務局長	高知市市民協働部くらし・交通安全課長
高知県交通安全協会専務理事	高知県安全運転管理者協議会連合会事務局長
高知県交通安全指導員協議会会長	高知県交通安全母の会連合会会长
高知県警察本部交通企画課長	高知県警察本部運転免許センター長
高知県警察本部交通指導課長	高知県警察本部交通規制課長
高知県警察本部交通機動隊長	高知県警察本部高速道路交通警察隊長
高知県文化生活部県民生活課長	高知県総合企画部広報広聴課長
高知県総合企画部交通運輸政策課長	高知県子ども・福祉政策部長寿社会課長
高知県子ども・福祉政策部子ども家庭課長	高知県土木部道路課長
高知県土木部都市計画課長	高知県教育委員会学校安全対策課長
高知県トラック協会専務理事	高知県老人クラブ連合会事務局長
高知市老人クラブ連合会事務局長	

暴走族対策推進幹事

四国運輸局高知運輸支局首席陸運技術専門官	国土交通省土佐国道事務所管理第二課長
高知県警察本部交通企画課長	高知県警察本部交通指導課長
高知県警察本部交通機動隊長	高知県警察本部少年課長
高知県文化生活部県民生活課長	高知県総合企画部広報広聴課長
高知県子ども・福祉政策部子ども家庭課長	高知県土木部道路課長
高知県土木部都市計画課長	高知県教育委員会学校安全対策課長

発 行

高知県交通安全推進県民会議事務局
(高知県文化生活部県民生活課)

高知市丸ノ内1-2-20
TEL 088-823-9319
FAX 088-823-9879